

2026 年 9 月 8 日

各 位

Global X Japan 株式会社

<東京証券取引所共催>

「ETF サミット 2026 人気投資系インフルエンサーと深掘る ETF !

～Global X Japan×野村アセットマネジメント～」を開催

大和証券グループの Global X Japan 株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長：藤岡 智男）は、2026 年 10 月 30 日に株式会社東京証券取引所および野村アセットマネジメント株式会社との共催で「ETF サミット 2026 人気投資系インフルエンサーと深掘る ETF ! ～Global X Japan×野村アセットマネジメント～」(以下「本イベント」)を開催します。



本イベントでは、投資系インフルエンサーとしても活動されている陽和ななみ氏、ぽんちよ氏を特別ゲストに迎え、個人投資家の投資のリアルから ETF の魅力や効果的な活用方法について、投資家の皆様に深く理解いただけるプログラムを実施します。後半には皆様参加型で楽しんでいただける「ETF クイズ大会」を予定しております。また開場中は東京証券取引所内の展示スペース見学やフォトスポットでの記念撮影もお楽しみいただけます。

本イベントをはじめとした継続的な取り組みを通じて、投資家の皆様の資産形成をより一層サポートできるよう努めてまいります。

## 開催概要

|       |                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| イベント名 | ETF サミット 2026 人気投資系インフルエンサーと深掘る ETF !                                                         |
| 開催日時  | 2026 年 10 月 30 日 (金)<br>【開場】 17:20    【開演】 18:30    【閉会】 20:00 (予定)                           |
| 会場    | 東証ホール                                                                                         |
| 申し込み  | <a href="https://eventregist.com/e/etfsummit2026">https://eventregist.com/e/etfsummit2026</a> |
| 主催    | 野村アセットマネジメント株式会社 / 株式会社東京証券取引所 /<br>Global X Japan 株式会社                                       |
| 協賛    | 日本経済新聞社インデックス事業室                                                                              |

## Global X Japan とは？

Global X Japan 株式会社は、株式会社大和証券グループ本社、大和アセットマネジメント株式会社、Global X Management Company Inc. (米国) との合併で、日本初の ETF 専門資産運用会社として 2019 年 9 月に設立されました。

投資家の皆さまの多様なニーズに応えるべく、成長テーマ型、インカム型、コア型、コモディティ型など、多岐にわたる革新的な ETF ラインアップを揃えており、運用資産残高は 1 兆円を突破、上場銘柄数も 73 本まで拡大しています。

公式 Web サイト：<https://globalxetfs.co.jp/index.html>

公式 YouTube チャンネル：<https://www.youtube.com/@GlobalXETFsJPN>

## 【本件に関するお問い合わせ先】

Global X Japan 株式会社

< 報道関係者の皆さま >    [info@globalxetfs.co.jp](mailto:info@globalxetfs.co.jp)

< 投資家の皆さま >         [GXJ\\_cs@globalxetfs.co.jp](mailto:GXJ_cs@globalxetfs.co.jp)

Global X Japan 株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3174 号  
一般社団法人資産運用業協会会員

## 免責事項

- ・本資料は商品の勧誘・販売を目的とした資料ではありません。
- ・本資料に記載されている内容、情報及びデータ等につきましては、本資料作成時点のものであり、各種要因により変動します。
- ・本資料に関する一切の権利、義務は、情報提供者に帰属し、情報提供者の事由により内容が変更・修正されることがあります。
- ・本資料の情報に基づく判断については、閲覧者ご自身の責任のもとに行うこととし、万一本資料の情報により損失を被ったとしても、情報提供者は一切の責任を負うものではありません。
- ・本資料の著作権は、情報提供者に帰属します。
- ・運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## ・ファンド（投資信託）のリスクについて

ETFは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因については次のとおりです。

株価指数先物取引の利用に伴うリスク、株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）、リートの価格変動（価格変動リスク・信用リスク）、公社債の価格変動、優先証券の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）、金の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）、カバード・コール戦略の利用に伴うリスク、為替リスク、カントリー・リスク、その他（解約申込みに伴うリスク等）

※ 基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※ 設定・交換のお申し込みにあたって、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

※ 詳しくは、金融商品取引所で取引をされる際にご利用になる証券会社にお訊ねください。

## ・ファンド費用

| 投資者が直接的に負担する費用             |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 費用                         | 料率等                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 費用の内容                                                                            |
| 取 得 ・ 購 入 時<br>手 数 料       | 販売会社が定めるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                      | 取得・購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                        |
|                            | なお、購入に伴い必要となる費用等を賄うため信託財産に繰入れられる額として、購入の際に100口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額の0～0.1%以内（発信日現在は、0.05%）をご負担いただきます。                                                                                                                                                                                 |                                                                                  |
| 信 託 財 産 留 保 額              | 0～0.2%                                                                                                                                                                                                                                                                               | 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |
| 交 換 ・ 換 金 時 手 数 料          | 販売会社が定めるものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                      | 受益権の交換・換金に関する事務等の対価です。                                                           |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用        |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                  |
| 費用                         | 料率等・費用の内容                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                  |
| 運 用 管 理 費 用<br>（ 信 託 報 酬 ） | 費用の上限は、年率0.7775%（税込）程度です。<br>※Global X Japanが運用する一般的なETFのうち、最高の料率（資料作成日時点）を表示しています。<br>ETF of ETFsでは、投資対象とするETFの運用管理費用を別途ご負担いただきます。<br>その他、信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額となります。                                                                                       |                                                                                  |
| そ の 他 の 費 用 ・<br>手 数 料     | ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。<br>※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。<br>●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。<br>※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |                                                                                  |

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託および上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません

※詳しくは、金融商品取引所で取引をされる際にご利用になる証券会社にお尋ねください。